

令和元年6月5日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03386

研究課題名(和文) 会計不正の民事法的コントロール

研究課題名(英文) Study on Preventing Accounting Fraud under the Japanese Company Law

研究代表者

堀田 佳文(Horita, Yoshifumi)

千葉大学・大学院社会科学研究院・准教授

研究者番号：40375605

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：伝統的な監査理論は、不正会計を行う主体が取締役であることから、不正会計の抑止は会計監査人の役割に含まれず、抑止できなかったことについて責任を負わないと考えてきた。しかし金商法193条の3は、違法行為の通知により不正会計を抑止する強力な手段を会計監査人に付与している。また、会計監査人はゲートキーパーとしての役割を果たすことが期待されている。これらから、会計監査人は不正会計の抑止について民事責任を負うと解すべきである。ただし現実的に、会計監査人は、取締役が巧妙に行う不正を見抜くことが困難であるから、会計監査人にも取締役の経営判断原則を参酌した解釈指針を導入すべきである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

会計不正を抑止することが会計監査人の役割であるかという問題については、監査理論から否定的な見解が示されていたが、大規模・悪質・巧妙な会計不正を抑止する必要性は高まっている。会計監査人はこれを実現するための有力な制度である。確かに計算書類・財務諸表は取締役が作成するものであるが、このことから直ちに会計監査人が会計不正の抑止に責任を負わないということにはならない。同時に会計監査人に結果責任を負わせるべきではなく、会計監査人が専門家として負う注意義務に照らして、かつ取締役における経営判断原則の考え方を導入することで、マイルドかつ適切な解決が図れることを示した点に、本研究の意義がある。

研究成果の概要(英文)：The traditional audit theory has insisted that the accounting-auditor is not obliged to deter fraudulent accounting because the directors prepare financial statements. Therefore, the accounting-auditor has no civil liability against not to be able to discover the frauds.

However, Art. 193-3 of the Financial Instruments and Exchange Act imposes accounting-auditors a duty to notify of illegal conduct. This is a powerful way to deter fraudulent accounting. Violation of this duty may cause the accounting-auditor to be liable under Art. 423, Para. 1 of the Companies Act through a supreme court judicial precedent (Nomura Case).

For this reason, the accounting-auditor might take civil responsibility for deterring fraudulent accounting. However, since it is difficult for accounting-auditors to find out the fraudulent accounting performed by the directors, we should introduce a guideline that is similar to the BJR of directors to mitigate the liability of the accounting-auditor.

研究分野：民法法学

キーワード：会計不正 経営者不正 会計監査人 無限定適正意見 内部統制 任務懈怠 経営判断原則 コーポレート・ガバナンス

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始当初、大企業を中心に会計不正事案が頻発し、会計不正を行った経営者(取締役)に厳しい非難が向けられると同時に、会計不正を阻止できなかった会計監査人も社会的に厳しい批判に晒された。従来、会計不正を止めることができなかった会計監査人の民事責任が争われた判例・裁判例はそれほど多くなかった。一方で監査理論においては、会計不正は経営者が行うものであることを前提に、経営者が行う巧妙な不正を会計監査人が見抜くことは事実上極めて困難であることや、監査報酬が非常に低く抑えられている現状を根拠として、会計監査人の役割に会計不正の阻止は含まれないとする考え方が支配的であった。このことから監査理論は会計監査人に会計不正を阻止できなかったことに基づく責任を問うこと自体に極めて否定的であった。

(2) このように会計監査人に対する責任論が低調な中であっても、大規模かつ悪質な会計不正は後をたたず、これを抑止するための実効的な方策の検討は喫緊の課題であった。この点について重要な役割を担うことが社会から期待される会計監査人に対しては、果たして会計監査人に会計不正を抑止する役割を課してよいか、これを是とするならどの程度の役割を期待するか(会計監査人の果たすべき任務の問題)、会計不正抑止のために、会計監査人に付与されている法的なツールにはいかなるものがあるか、またその運用実態はどうか、会計監査人が果たすべき任務に対応する同人の責任の内容と程度について、とりわけ法的側面から再検討が必要な状況が存在していた。すなわち、次々と明らかになる会計不正事案において「会計監査人は一体何をやっていたのか」という社会的批判が高まる中で、実務のあり方がこうした社会一般の意識と乖離しているように見受けられた。さらに法律上も、金商法上会計監査人が早期是正を促しうる仕組みが用意され、また会社法上は会計監査人が任務懈怠により会社に損害を与えた場合は損害賠償責任を負うという仕組みが用意されているにもかかわらず、これらの制度がアクティブに機能しているとは言い難い実態があった。

(3) こうした中で監査理論の考え方を貫くことは、会計監査人(公認会計士・監査法人)制度に対する社会的信頼を根幹から揺るがすことにつながると危惧された。このような背景から、主に会計監査人制度を活用することを通じた会計不正の抑止の可能性を追求することに社会的意義があると考えた。

2. 研究の目的

(1) 1で述べた背景の下、本研究は第一に、監査理論が主張する「会計監査人は不正会計の抑止を目的としない」という主張の当否に再検討を加えることを目的とした。その際、主として会計監査人に関する民事法制のあり方を考慮し、監査理論と民事法学の立場がどのように異なっているかを明らかにする。

(2) 第二の目的は、会計監査人が不正会計を抑止するための各種法制度のあり方と、その運用実態を明らかにして、改善点を探る点にあった。

(3) 第三に、(1)(2)の目的にかかわらず、会計不正が経営者によって行われることが圧倒的に多いことは事実であり、最終的には不正会計を抑止することができればよいのであるから、会計監査人がその点で非常に重要なツールであるとしてもそれだけに拘泥することなく、経営者(取締役)自身の監視監督・規律をいかに図るかという点からも検討を行う。

3. 研究の方法

(1) まず上記問題に関する各種事例、およびこれに関する会社法学と監査理論領域における先行研究をサーベイする。これを踏まえて実務家(弁護士、公認会計士等)に対するインタビュー調査を実施し、研究者の間で議論されている問題点が実務上どのように運用されているか、実態を把握する。上記先行事例のサーベイは、裁判例に加え、裁判になっていない事案に関する各種調査報告(第三者委員会による調査等)も題材とする。

(2) 会社法・金商法における会計監査人の役割に関する議論を詳細に検討する。その際、監査理論の議論、及び監査実務・法運用実務の現状との比較対象を行う。

(3) 上記問題について度重なる不正会計事案を契機として法改正が行われたドイツを中心に、比較法的検討を行う。

4. 研究成果

(1) 会計監査人の役割について、監査理論においては不正会計を行う主体があくまでも経営者(取締役)であることを前提として、そうである以上、会計監査人の役割は取締役が作成した計算書類・財務諸表に誤りがないかを作成後に点検することに限られ、不正会計を抑止することは会計監査人の役割に含まれないと考えるのが伝統的な通説である。この考え方によると、会計監査人は不正会計から生ずる民事責任を負う余地がないということになる。公認会計士に

対するインタビュー調査では「会計監査人の仕事は、無限定適正意見を出せるような計算書類・財務諸表を作成させるように圧力をかけて交渉することだ」というコメントが複数寄せられた。これは会計監査人が水面下で事実上、不正会計を未然に防止する役割を担っていることを示唆する。しかし現実にはこの役割が十全に果たされているとは言い難い面があることも同時に明らかになった。すなわち、監査契約締結に際して監査報酬等の契約条件交渉上、会計監査人は会社（取締役）に対して極めて弱い立場に置かれており、監査報酬自体も低く抑えられていること、会計監査人が不正の兆候に接し、水面下で取締役に任意の是正を求めたとしても、取締役はこれを拒否して監査契約解除の上、会社の意のままに無限定適正意見を出す中小の監査法人に乗り換えるケースが横行しており、このような会社（取締役）と会計監査人との力関係の格差から、会計監査人は不適切な会計処理を実効的に是正できない場合も少なくないという。

ただしインタビュー調査から明らかになったこのような実態は、不正会計が表面化したごく稀な事例から観察される現象に過ぎず、潜在的な不正会計が一定割合存在することを考慮に入れても、特殊な事案だけに着目しているバイアスを排除できない。すなわち非常に多くの会社では、無限定適正意見を出すことを梃子に会計監査人が取締役に指導した結果、不正会計が未然に抑止されている可能性がある点に留意する必要がある（しかし会計監査人の厳格な守秘義務との関係で、具体例を把握したり、この点を定量的に示すことはできなかった）。

(2) しかしながら(1)から直ちに、会計監査人が不正会計の抑止につき法的な義務と責任を負わないということとはできない。

第一に、金商法 193 条の 3 は違法行為発見時に会計監査人がまず監査役に、次に金融庁に通知する義務を課している。学説上本条の利用実態は低調であるとされ、これまで公開された形で一般に知られている行使事例は 3 件に止まる。しかしインタビュー調査からは、実際には潜在的により多くの行使事例が存在することが窺われた。このことから本条の利用実態が低調と言われている点がどこまで措信できるか若干の疑問が生じる。さらに同条自体は金商法上の公法的規定であり、これに違反した場合もダイレクトに民事責任を発生させるものではないが、本条の機能からこれは会計監査人が不正会計抑止の役割を担うことを予定する規定であり、同条に違反して会社に損害を与えた場合、取締役の責任に関する野村証券損失補填事件最高裁判決の射程が現行会社法の下で会計監査人にも及ぶとすると、法令違反の任務懈怠として会社法 423 条 1 項の責任を負う余地が出てくる。

(3) 第二に、会計監査人はゲートキーパーとしての役割を負う。下記引用文献 で取り上げた粉飾決算をめぐる事件で、会計監査人が会社と和解している。これ以外の取締役・監査役・主幹事証券会社等を被告とする本件第一審判決の事実を見る限り、会計監査人は最後まで争って巨額の損害賠償責任を負うよりも、早期に和解したほうが得策と判断したのではないかと推測される。粉飾そのものが「経営者不正」であったとしても、会計監査人として通常の注意を尽くせばこれを見抜くことができる場合が存在するのであり（本件事案はこれに該当するケースだった可能性が高い）不正会計が経営者不正によるものであり、巧妙になされることの多い経営者不正を会計監査人が見破ることは通常無理であるという一事をもって、会計監査人に不正会計の抑止の役割を負わせることをその役割とすべきではないとする考え方には無理がある。会計監査人が負うのはあくまで注意義務であって結果責任ではない。注意義務が不能な行為を強いるものでない以上、会計監査人としての善管注意義務に違反して不正会計を看過した場合に責任を負うと解することは、経営者不正を見抜くことが実務上困難であるとの監査理論・実務の主張と矛盾しない。むしろ会計監査人がなすべき手続を十分に履践していれば事後的・結果論的に責任を負わせるべきでないという意味では、取締役について認められる経営判断原則と通底する考え方を認めてよいと考えられる。

(4) 比較法的検討からは、ドイツと日本における不正会計・粉飾決算事案のあり方の違いが際立った。ドイツでは約 20 年前に、1980 年代以降の悪質な粉飾決算事案に対処すべく KontraG 法（企業領域統制透明化法）が制定された。法改正をもたらしたいくつかの粉飾事件は、日本と同様「経営者不正」の事案ではあるが、事実関係を検討すると、その多くは取締役が自らの経済的利益を図るために会社を食いものにするタイプのものであった。これに対して日本における近年の不正会計事案は、取締役が（少なくとも主観的には）会社の利益のためになると考え、場合によっては会社の存続をかけて行うものが多く、取締役が私益を図るタイプのもはドイツと比べて少ない。私益を図るタイプは不正が露見しても会社は存続するが（経営者が交替するととどまる）会社存続を図るタイプは失敗したとき会社自体が存続できなくなるから、不正もより巧妙に行われ、会計監査人にとってはより発見しにくいと考えられる。いずれも経営者不正によるものであるから、不正抑止には第一義的に取締役の規律・監視監督を強化することが第一義的に必要という原則に立ち返ると、その規整のあり方は、私益を図るタイプに対しては利益相反規制、会社の存続を賭けて不正を行うタイプに対しては内部統制システムの強化ということになる。一方で経営者不正のケースにおいて、会計監査人は不正の端緒を発見しやすい立場にあるが、会計監査人だけでできること少なく、むしろ監査役との連携を強めるなど、内部統制システム全体の中でその機能を活かしていくべきである。その方策としては、監査役との連携強化が考えられる。なお(4)に係る内容は未公開であり、近々公開予定である。

<引用文献>

堀田佳文「会計監査人の民事責任についての序論的覚書」千葉大学法学論集 30 巻 1=2 号 264-286 頁 (2015)

堀田佳文「会計監査人の義務と責任 金融商品取引法 193 条の 3 を手掛かりとして」黒沼悦郎・藤田友敬(編著)『企業法の進路』(有斐閣、2017) 901-921 頁

堀田佳文「主幹事証券会社の引受審査義務」商事法務 2135 号 4-16 頁 (2017)

堀田佳文「役員退職慰労金支給議案の総会不上程と損害賠償」ジュリスト 1523 号 139-142 頁 (2018)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

堀田佳文「役員退職慰労金支給議案の総会不上程と損害賠償」ジュリスト 1523 号(査読無) 2018 年 9 月、139-142 頁

堀田佳文「主幹事証券会社の引受審査義務」商事法務 2135 号(査読無)、2017 年 6 月、4-16 頁

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 1 件)

堀田佳文「会計監査人の義務と責任 金融商品取引法 193 条の 3 を手掛かりとして」黒沼悦郎・藤田友敬(編著)『企業法の進路』(有斐閣、2017 年 1 月)所収 総頁数 1067 頁(担当部分 901-921 頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。